

## SY1-6

## 園や学校でできる虐待の早期発見と対応

笠原 正洋

中村学園大学教育学部 児童幼児教育学科

児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律等の法令に規定されているように、保育者や教員は児童虐待の早期発見や通告、関係機関との連携による子供の発達保証と保護者に対する支援を求められている。さらに園や学校は、保育や教育を通して子供たちに「生きる力(の基礎)」を育み、様々な背景を持つ保護者の困りや成長を支え、虐待発生を未然に防止する予防役割も果たしている。しかし、保育者や教員が自らの役割を果たす上で問題があるのも事実である。たとえば児童虐待死亡事例検証報告書によれば園や学校に所属しながら重大な帰結を辿った事例がある。その原因として、情報の未提供や未通告、市町村や児童相談所との連携問題、組織内の支援体制の問題等があり、その背景に保育者側の児童虐待防止に関する知識不足、さらにはリスクを検討し支援方針の統一を図る体制や姿勢の不十分さ、つまり多職種協働の原理をふまえてチームで対応するというコンセンサスの形成や連携による支援をマネジメントすることに問題があったと推察される。また、この関係機関との連携について「通告しても何もしてくれない」と園や学校側が不満を抱くことも多い。この背景には、保育者や教員側の支援への期待と市町村や児童相談所などの支援の実際との間に大きな乖離がある。そして、このような乖離を放置すればお互いの対立や支援のカプセル化をもたらしかねない。その乖離を埋めるためのひとつの方策として、保育や教育において利用される個別の支援計画の策定が大切であることを指摘したい。園や学校側に求められることは、児童虐待防止に関する法令上の知識を学び、専門職連携実践の原理を理解し、園や学校組織の虐待防止体制を整備し、個別の支援計画を作成・実行・評価し、関係機関とそれらを共有することである。この個別の支援計画策定によって、園や学校組織の複数の目で子供や家族をみていくことが可能になる。一方、今後、市町村は各関係機関との連絡調整を行い、要保護児童対策地域協議会の実効性を高め、支援方針や計画の策定を求められる。市町村をはじめとする関係機関には、この支援計画に、園や学校側が策定した個別の支援計画を位置づけることを推奨する。この個別の支援計画が媒介となり、対話の場が生まれ、専門性の異なる複数の目、組織を超えた複数の目によって子供や家族への支援に連携して取り組むことが可能になると考えられる。